

がん教育の手引き

(令和4年3月)



©群馬県 ぐんまちゃん

群馬県教育委員会

監修：がん教育の手引き作成委員会

目次

■学校におけるがん教育の基本的考え方	2
1 がん教育の定義	
2 がん教育の目標について	
3 学校におけるがん教育の基本的な考え方について	
4 がん教育に必要な具体的な内容	
■外部講師を活用したがん教育	5
5 外部講師を活用したがん教育の進め方	
6 授業のねらいと外部講師の活用モデル	
7 外部講師派遣の仕組みについて	
■その他	7
8 学習指導要領における位置付け	
9 群馬県外部講師（今後の運用について）	
■参考資料	10
○がん教育に係る指導教材	
○がん教育に係る外部講師派遣実施要項・各種様式	
○がん教育外部講師派遣に関する相談窓口一覧（別添資料）	

学校におけるがん教育の基本的考え方

1 がん教育の定義

がん教育は、健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育である。

2 がん教育の目標について

文部科学省において、平成26年7月に『「がん教育」の在り方に関する検討会』を設置し、学校におけるがん教育の基本的な考え方及び今後の検討課題を主な内容とする「学校におけるがん教育の在り方について(報告)」が取りまとめられ、がん教育の目標が次のとおり示された。

(1) がんについて正しく理解することができるようにする

がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診等について関心を持ち、正しい知識を身に付け、適切に対処できる実践力を育成する。
また、がんを通じて様々な病気について理解を深め、健康の保持増進に資する。

(2) 健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする

がんについて学ぶことや、がんと向き合う人々と触れ合うことを通じて、自他の健康と命の大切さに気付き、自己の在り方や生き方を考え、共に生きる社会づくりを目指す態度を育成する。

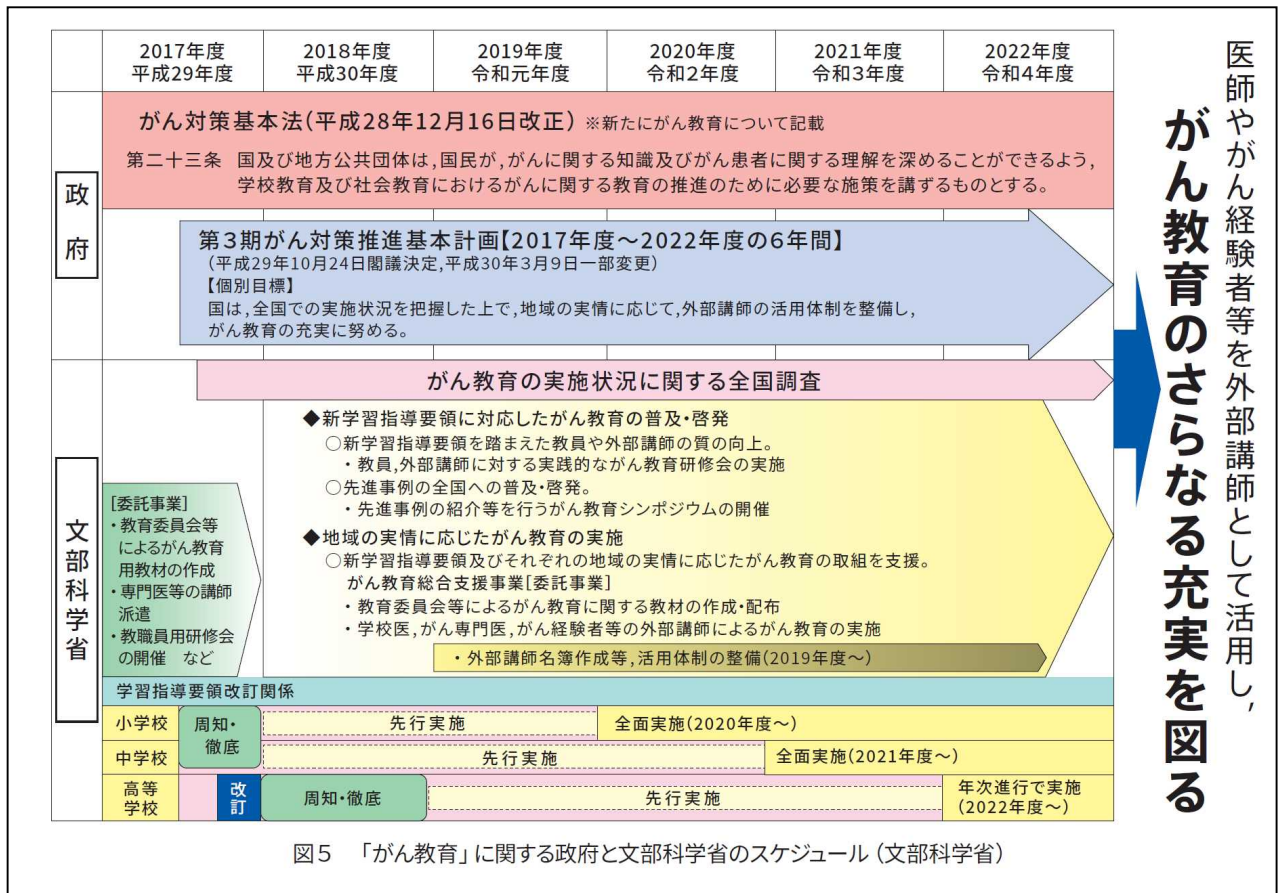


図5 「がん教育」に関する政府と文部科学省のスケジュール(文部科学省)

(令和3年3月一部改訂「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」文部科学省)

3 学校におけるがん教育の基本的な考え方について

(1) 学校教育活動全体での推進

がん教育の実施に当たっては、がん教育が健康教育の一環として行われることから、学習指導要領総則1の3を踏まえ、保健体育科を中心に学校の実情に応じて教育活動全体を通じて適切に行うことが大切である。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎が培われるよう配慮する。

(2) 発達の段階を踏まえた指導

がんに関する科学的根拠に基づいた理解については、中学校・高等学校において取り扱うことが望ましいと考えられる。その際、保健体育で疾病の予防が位置付けられている中学校2年生や高等学校1年生を対象にまとめて時間を配置したり、全ての学年で時間を確保したりするなどの工夫を行うよう配慮する。また、健康や命の大切さの認識については、小学校を含むそれぞれの校種で発達段階を踏まえた内容での指導が考えられる。

(3) 外部講師の参加・協力など関係諸機関との連携

がんに関する科学的根拠に基づいた知識などの専門的な内容を含むがん教育を進めるに当たっては、地域や学校の実情に応じて、学校医やがんの専門医等の外部講師の参加・協力を推進するなど、多様な指導方法の工夫を行うよう配慮する。また、がんを通して健康と命の大切さを考える教育を進めるに当たっては、がん経験者等の外部講師の参加・協力を推進する。

その際、例えば、各教科担任が実施する授業と、専門家等の外部講師の協力を得て実施する学校行事等に関連させて指導することでより成果をあげるよう留意する。

(4) がん教育で配慮が必要な事項

がん教育の実施に当たっては、授業の実施前までに以下のような事例に該当する児童生徒等の存在が把握できない場合についても、授業を展開する上で配慮が求められる。

- ・小児がんの当事者、小児がんにかかったことのある児童生徒等がいる場合。
- ・家族にがん患者がいる児童生徒等や家族をがんで亡くした児童生徒等がいる場合。
- ・生活習慣が主な原因とならないがんもあることから、特に、これらのがん患者が身近にいる場合。
- ・がんに限らず、重病・難病等にかかったことのある児童生徒等や、家族に該当患者がいたり、家族を亡くしたりした児童生徒等がいる場合。

4 がん教育に必要な具体的な内容

がんとは	ア がんとは (がんの要因等)	がんとは、体の中で、異常細胞が際限なく増えてしまう病気である。異常細胞は、様々な要因により、通常の細胞が細胞分裂する際に発生したものであるため、加齢に伴いがんにかかる人が増える。また、数は少ないが子どもがかかるがんもある。 がんになる危険性を増す要因としては、たばこ、細菌・ウイルス、過量な飲酒、偏った食事、運動不足などの他、一部のまれなものではあるが、遺伝要因が関与するものもある。また、がんになる原因がわかっていないものもある。
	イ がんの種類とその経過	がんには胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、前立腺がんなど様々な種類があり、治りやすさも種類によって異なる。また、がんによる症状や生活上の支障なども、がんの種類や状態により異なっている。病気が進み、生命を維持する上で重要な臓器等への影響が大きくなると、今まで通りの生活ができなくなったり、命を失ったりすることもある。
	ウ 日本におけるがんの状況	がんは、日本人の死因の第1位で、現在(2014年)では、年間約37万人の国民が、がんを原因として亡くなっており、これは、亡くなる方の3人に1人に相当する。また、生涯のうちがんにかかる可能性は、2人に1人(男性の62%、女性の46%(2011年))とされているが、人口に占める高齢者の割合が増加してきていることもあり、年々増え続けている。がんの対策に当たって、すべての病院でがんにかかった人のがんの情報を登録する「全国がん登録」を始め様々な取組が行われている。

予防・検診	エ がんの予防	がんにかかる危険性を減らすための工夫として、たばこを吸わない、他人のたばこの煙をできるだけ避ける、バランスのとれた食事をする、適度な運動をする、定期的に健康診断を受けることなどがある。
	オ がんの早期発見 ・がん検診	がんになり患した場合、全体で半数以上、早期がんに関しては9割近くの方が治る。がんは症状が出にくい病気なので、早期に発見するためには、症状がなくても、がん検診を定期的に受けることが重要である。日本では、肺がん、胃がん、乳がん、子宮頸（けい）がん、大腸がんなどのがん検診が行われている。
治療・緩和ケア	カ がんの治療法	がん治療の三つの柱は手術治療、放射線治療、薬物治療（抗がん剤など）であり、がんの種類と進行度に応じて、三つの治療法を単独や、組み合わせで行う標準治療が定められている。それらを医師等と相談しながら主体的に選択することが重要となっている。
	キ がんの治療における緩和ケア	がんになったことで起こりうる痛みや心のつらさなどの症状を和らげ、通常の生活ができるようにするための医療が緩和ケアである。治らない場合も心身の苦痛を取るための医療が行われる。緩和ケアは、終末期だけでなく、がんと診断されたときから受けることができる。
理解・共生	ク がん患者の「生活の質」	がんの治療の際に、単に病気を治すだけではなく、治療後の“生活の質”を大切に考える考え方が広まってきている。治療による影響について十分知った上で、がんになっても、その人らしく、充実した生き方ができるように、治療法を選択することが重要である。
	ケ がん患者への理解と共生	がん患者は増加しているが、生存率も高まり、治る人、社会に復帰する人、病気を抱えながらも自分らしく生きる人が増えてきている。そのような人たちが、社会生活を行っていく中で、がん患者への偏見をなくし、お互いに支え合い、共に暮らしていくことが大切である。

（「外部講師を用いたがん教育ガイドライン（文部科学省）」がん教育に必要な内容より）

【内容の取扱】

- ・ア～ケの内容を適宜関連付けて、理解できるようにする。また、それぞれの内容を関連付けて、一次予防（生活習慣の改善等）、二次予防（がん検診等）について理解できるようにする。
- ・現在及び将来に直面するがんに関する課題に対して、適切な思考・判断を行い、自らの健康管理や健康的な生活行動の選択ができるようにする。
- ・がん教育の二つの目標を達成するために、がんを通して健康や命のかけがえのなさに気付き、がん患者や家族などのがんと向き合う人々の取組に関心をもつとともに、健康な社会の実現に努めることができるように留意する。

5 外部講師を活用したがん教育の進め方 ～外部講師を活用したがん教育の進め方の基本方針～

- (1) 講師の専門性やこれまでの経験が十分に生かされるよう工夫する。
地域や学校の実情に応じて、学校医、がん専門医（「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）養成プラン、がん診療連携拠点病院等の活用を考慮）、がん患者やがん経験者など、それぞれの専門性が十分生かせるような指導の工夫を行い、教員と十分な連携のもと外部講師を活用したがん教育を実施する。
- (2) 学校教育活動全体で健康教育の一環として行う。
保健体育科を中心に学校の実情に応じて教育活動全体を通じて適切に行うことが大切である。学級担任や教科担任、保健主事などが中心となって、健康教育の一環として企画するものであり、養護教諭とも連携する。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎が培われるよう配慮する。なお、効果的な指導を行うためには、学校保健計画に位置づけるなどして計画的に実施することが望ましい。
- (3) 発達段階を踏まえた指導を行う。
小学校では、主としてがんを通じて健康と命の大切さを育むことを主なねらいとする。中学校、高等学校では主として、科学的根拠に基づいた理解をすることを主なねらいとする。その際、各校種のねらいを踏まえ、発達段階を考慮し、外部講師を活用したがん教育を行うなどの工夫を行う。

※外部講師を活用したがん教育を推進するに当たっては、学校医、県健康福祉部感染症・がん疾病対策課、市町村の福祉・保健・医療に関わる部署、がんの診療を行う病院等の協力を求めることも重要である。

(「外部講師を用いたがん教育ガイドライン(文部科学省)」がん教育の進め方の基本方針より)

6 授業のねらいと外部講師の活用モデル

本モデルでは、道徳や特別活動の例を示しているが、これらの授業と関連付け、体育・保健体育科における指導の充実を図ることが前提となる。

校種	授業のねらい	教育課程上の位置付け	外部講師(例)
小学校	体育科保健領域の学習内容を踏まえ、がんという病気やその予防について、専門家から医学的かつ実践的な内容について理解を深める。	特別活動	学校医 がん専門医
	がん患者の気持ちや生活、様子について理解を深め、思いやりをもって関わるができるようにする。	道徳	がん経験者 看護師等医療従事者
中学校	保健体育科保健分野の学習内容を踏まえ、医療関係者からがんの検診や治療法、緩和ケアなどの実際や最新情報について理解を深める。	特別活動	学校医 がん専門医
	自他の健康や命を大切にしようとする意識を高め、病気と共に生きる人に思いやりをもって接することができるようにする。	道徳	がん経験者 看護師等医療従事者
高等学校	保健体育科科目保健の学習内容を踏まえ、がんに関するより医学的な最新情報や、社会におけるがん患者の実態等について理解を深める。	特別活動	学校医 がん専門医
	がんを自分の問題と捉え、考える。自分や家族が、がんになった時に、自己選択・自己決定ができるよう考え方を深める。	特別活動	がん経験者 看護師等医療従事者

7 外部講師派遣の仕組みについて

(1) 仕組みの考え方

外部講師の活用にあたっては、群馬県教育委員会が環境を整えた上で、学校の具体的な派遣要請に応じていく仕組みが必要であり、この仕組みを構築していく上で、以下に考え方を示す。

【市町村立学校】

ア 市町村立学校は、がん教育の実施について、まず、当該校の学校医に授業内容や外部講師活用等について相談を行う。

イ 当該校の学校医が、外部講師の要請を受諾した場合は、具体的な授業内容について調整を進める。

ウ 当該校の学校医が受諾できない場合や授業のねらいの上で、がん専門医やがん経験者等が適任である場合にあっては、当該校は市町村教育委員会に外部講師派遣について相談を行う。

エ 市町村教育委員会は所管する学校の要請と外部講師について、群馬県教育委員会が作成した「がん教育外部講師派遣に関する相談窓口一覧」を活用し、当該校のニーズに合う外部講師の調整を行い、派遣者を決定する。

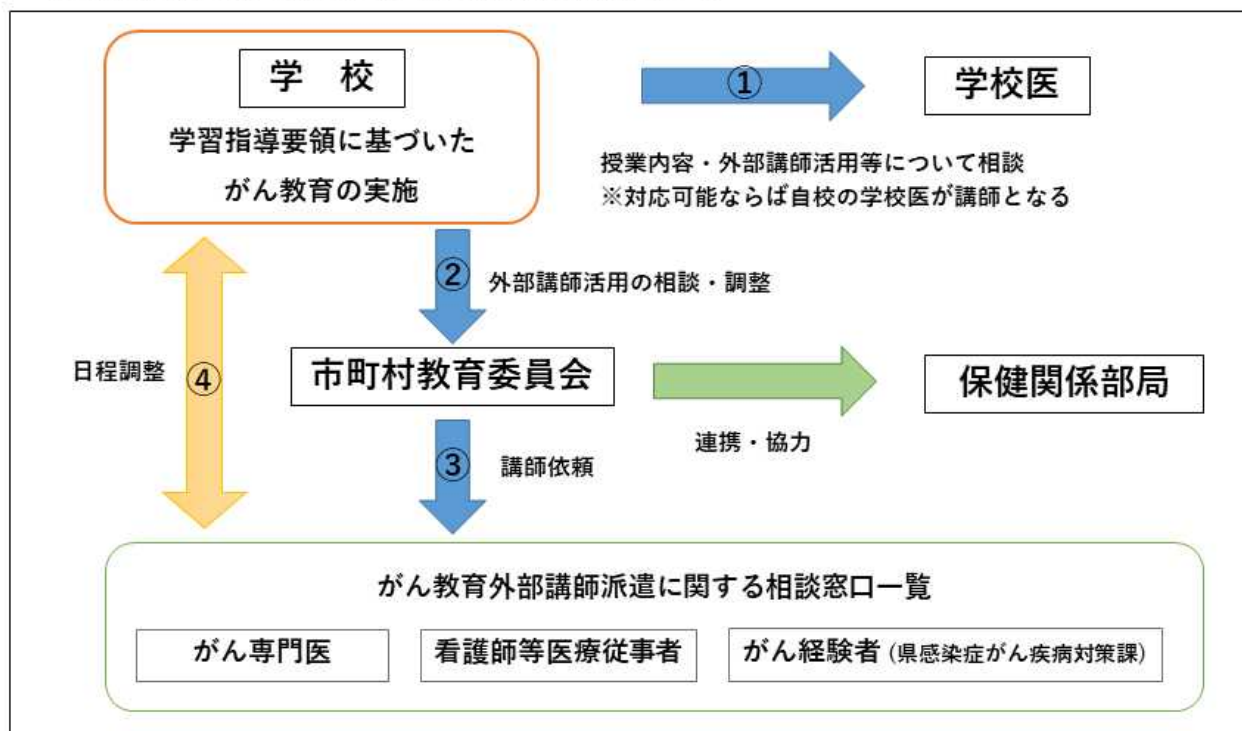
オ 市町村教育委員会にて決定が難しい場合は、市町村が群馬県教育委員会（健康体育課）に対し外部講師の推薦の要請を行い、群馬県教育委員会（健康体育課）は県全域の外部講師リストの中から派遣者を調整の上、決定する。

(※) 市町村立学校における外部講師派遣の仕組みの具体化

市町村教育委員会は、学校の要請に応じ、どこが調整窓口になり、どのように講師紹介依頼を行うのかなどの具体的な外部講師を派遣するための仕組みを関係機関と共に検討し、構築する必要がある。

また、市町村は、地域の特性や事情に応じて、それに適した仕組みを柔軟に構築することも考えられる。

○ 市町村立学校における外部講師派遣フロー



【県立・組合立・国立等学校】

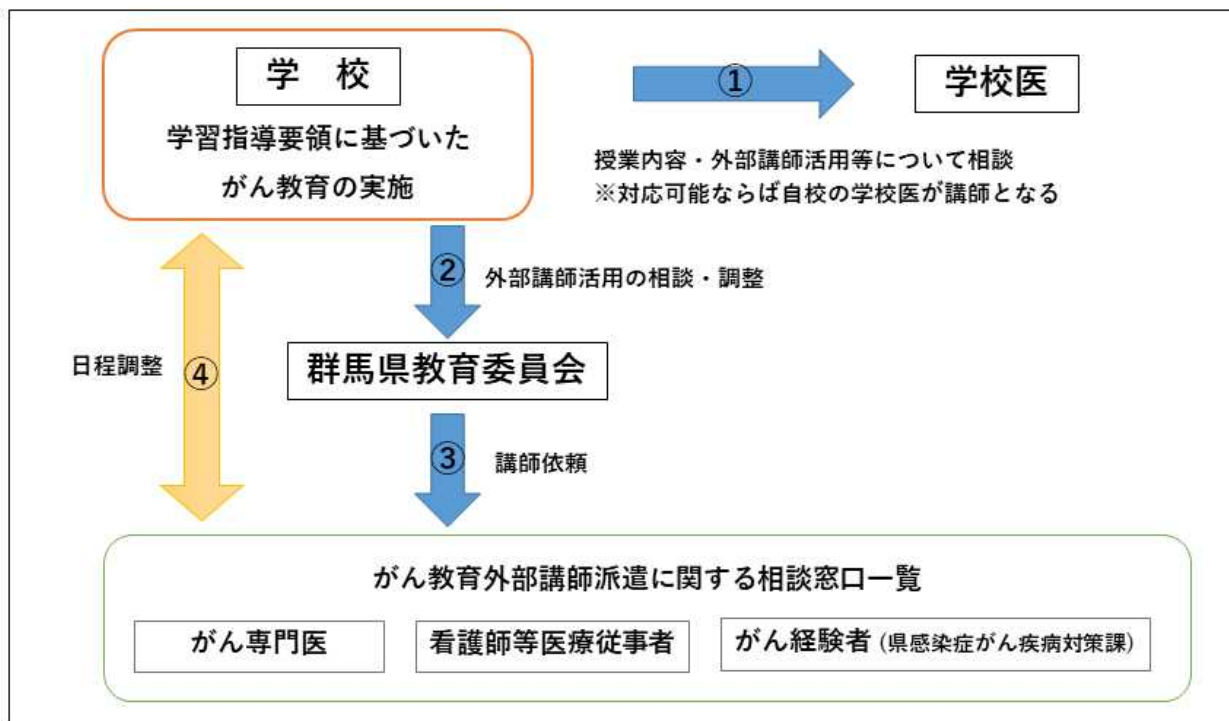
ア 県立・組合立学校においては、まず、当該の学校医に授業内容や外部講師活用等について、相談を行う。

イ 当該校の学校医が受諾できない場合や授業のねらいを達成する観点からがん専門医やがん経験者等を活用する場合は、外部講師リスト等で派遣者を調整の上、決定する。

ウ 決定が難しい場合、学校が群馬県教育委員会（健康体育課）に対し外部講師の推薦の要請を行い、群馬県教育委員会（健康体育課）は県全域の外部講師リストの中から派遣者を調整の上、決定する。

- (※) 県立・組合立・国立等の学校における外部講師派遣の仕組み
 県立学校等に対する外部講師派遣の仕組みについては、県全域の外部講師リスト等で派遣者を決定するため、関係機関と役割分担を明確にした仕組みを構築していく。

○ 県立・組合立・国立等の学校における外部講師派遣フロー



8 学習指導要領における位置付け
 ～学習指導要領解説における「がん」に関する記載部分～

【小学校 第6学年 小学校学習指導要領解説抜粋 教科：第9節 体育】

(3) 病気の予防

【解説】

(イ) 生活行動が主な要因となって起こる病気の予防

生活行動が主な要因となって起こる病気として、心臓や脳の血管が硬くなったり、つまったりする病気、むし歯や歯ぐきの病気などを適宜取り上げ、(略)健康によい生活習慣を身に付ける必要があることを理解できるようにする。

(エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

㊦ 喫煙については、(略)受動喫煙により周囲の人々の健康にも影響を及ぼすことを理解できるようにする。また、喫煙を長い間続けるとがんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があることについても触れるようにする。

【中学校 第2学年 中学校学習指導要領解説抜粋 教科：第7節 保健体育】

(1) 健康な生活と疾病の予防

【解説】

(イ) 生活習慣病などの予防

㊦ 生活習慣病の予防

(略)その際、運動不足、食事の量や質の偏り、休養や睡眠の不足、喫煙、過度の飲酒などの不適切な生活行動を若い年代から続けることによって、やせや肥満などを引き起こしたり、また、心臓や脳などの血管で動脈硬化が引き起こされたりすることや、歯肉に炎症等が起きたり歯を支える組織が損傷したりすることなど、様々な生活習慣病のリスクが高まることを理解できるようにする。

生活習慣病を予防するには、適度な運動を定期的に行うこと、毎日の食事における量や頻度、栄養素のバランスを整えること、喫煙や過度の飲酒をしないこと、口腔の衛生を保つことなどの生活習慣を身に付けることが有効であることを理解できるようにする。

① がんの予防

がんは、異常な細胞であるがん細胞が増殖する疾病であり、その要因には不適切な生活習慣をはじめ様々なものがあることを理解できるようにする。

また、がんの予防には、生活習慣病の予防と同様に、適切な生活習慣を身に付けることなどが有効であることを理解できるようにする。

なお、⑦、①の内容と関連させて、健康診断やがん検診などで早期に異常を発見できることなどを取り上げ、疾病の回復についても触れるように配慮するものとする。

【高等学校 入学年次又はその次の年次 高等学校学習指導要領解説抜粋 教科：第6節 保健体育】

(1) 現代社会と健康

【解説】

ア 現代社会と健康について理解を深めること

(ウ) 生活習慣病などの予防と回復

がん、脳血管疾患、虚血性心疾患、高血圧症、脂質異常症、糖尿病などを適宜取り上げ、これらの生活習慣病などのリスクを軽減し予防するには、適切な運動、食事、休養及び睡眠など、調和のとれた健康的な生活を続けることが必要であること、定期的な健康診断やがん検診などを受診することが必要であることを理解できるようにする。

その際、がんについては、肺がん、大腸がん、胃がんなど様々な種類があり、生活習慣のみならず細菌やウイルスの感染などの原因もあることについて理解できるようにする。がんの回復においては、手術療法、化学療法（抗がん剤など）、放射線療法などの治療法があること、患者や周囲の人々の生活の質を保つことや緩和ケアが重要であることについて適宜ふれるようにする。

また、生活習慣病などの予防と回復には、個人の取組とともに、健康診断やがん検診の普及、正しい情報の発信など社会的な対策が必要であることを理解できるようにする。

なお、日常生活にスポーツを計画的に取り入れることは生活習慣病などの予防と回復に有効であること。また、運動や食事について性差による将来の健康課題があることについて取り上げるよう配慮する。

9 群馬県外部講師（今後の運用について）

(1) 今後の方向性

- ・学校現場から、がん教育に関する外部講師の依頼がしやすい体制を引き続き整備していく。
- ・外部講師については、「がん教育に関する指導者研修会」の開催を通して、外部講師として協力依頼するとともに承諾書をいただく中でリストを作成していく。
- ・「がん教育に関する指導者研修会」には、外部講師によるがん教育に関心のある方（がん専門医、学校医、がん経験者、看護師等医療従事者等）に照会していく。

(2) 連携について

- ・各小中学校の講師依頼や決定は、各市町村教育委員会、各教育事務所、健康体育課で連携して行っていく。小中学校の要望に応じた外部講師に依頼ができるようになるため、情報収集を行っていく。
- ・各関係団体との連携が必要な場合は、各学校からの要望を県健康福祉部感染症・がん疾病対策課に伝え、協力を得て進めていく。

【参考資料】がん教育推進のための教材 補助教材

■ 初等中等教育局健康教育・食育課

がん教育を実施する際の参考資料となるよう、文部科学省において作成した「がん教育推進のための教材（令和3年3月 一部改訂）」に対応したスライド教材を作成しました。



「がん教育推進のための教材」



https://www.mext.go.jp/content/20210310-mxt_kenshoku-100000615_1.pdf



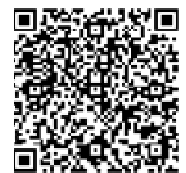
「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」



https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/20210312-mxt_kouhou02-1.pdf



「小学校版 がん教育プログラム」



https://www.mext.go.jp/content/20210310-mxt_kenshoku-100000621_1.pdf



「中学校・高等学校版 がん教育プログラム」
全9モジュール分のスライド



スライド	
1	がんという病気
2	日本のがんの現状
3	がんの発生と進行
4	がんの予防
5	検診の意味
6	がんの治療で大切なこと
7	がん治療の支援
8	がん患者の思い
9	がん患者と共に生きる社会

https://www.mext.go.jp/content/20210310-mxt_kenshoku-100000621_2.pdf

公益財団法人 日本対がん協会

<監修> 中川恵一 東京大学医学部附属病院放射線科准教授

文部科学省選定 がん教育アニメ教材「よくわかる！がんの授業」

【内容】

文部科学省の「がん教育推進のための教材」で示された、がん教育で取り上げるべき9項目（①がんとはどのような病気でしょうか？②我が国におけるがん現状③がんの経過と様々ながんの種類④がんの予防⑤がんの早期発見とがん検診⑥がんの治療法⑦がんの治療における緩和ケア⑧がん患者の「生活の質」⑨がん患者への理解と共生）の内容を、わかりやすくクイズ形式で学べるようにしたアニメ動画教材です。



<https://www.jcancer.jp/cancer-education/material09.html>

*このアニメ教材を授業で使用するうえでの「指導の手引き」（2018年11月がんの統計データを一部改訂） <https://www.jcancer.jp/cancer-education/file/tebiki.pdf>

■ がん教育 <https://www.gankyoiuku.mext.go.jp/>

令和3年度 がん教育協賛の文部科学省
がん教育 総合サイト

研究会情報 がん教育 トピック **がん教育教材 ダウンロード**

ピックアップ
がん教育トピック 第1回
がん教育について
Read More

新着情報
2021年10月4日
がん教育トピック 第2回をアップいたしました。
2021年09月21日
『がん教育「教材活用研究会」』、『がん教育「外部講師活用研究会」』の視聴期間が終了いたしました。
2021年07月13日
『がん教育「教材活用研究会」』、『がん教育「外部講師活用研究会」』の申し込みを締め切りました。
2021年06月25日

「がん教育 共有サイト」とは
文部科学省では平成26年度から「がん教育総合交
サイトは教育委員会関係者をはじめ、学校の先生



教材ダウンロード

補助教材
ダウンロード

映像教材
MP4
ダウンロード
WMV
ダウンロード

児童用ワークシート
ダウンロード

<https://www.gankyoiuku.mext.go.jp/material/#download>

「がん教育に係る外部講師派遣」実施要項

1 目的

がんは日本人の死因第1位となっており、子どもの頃から健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理することは重要である。そこで、がんに対する正しい知識、がん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めることが必要となる。

本事業は、医師、看護師などがんに関わる専門家や相談員、がん経験者などを教育機関に派遣し、がんに関する教育（以下「がん教育」）を行うことにより、児童生徒ががんについての正しい理解とがん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めることを目的とする。

2 対象

外部講師によるがん教育を実施する対象は、群馬県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に通う児童生徒

3 申込み方法

外部講師によるがん教育を希望する教職員や PTA などの学校関係者（以下「申込者」）は、学校医と相談の上、実施希望日の3か月前までに別添資料「がん教育外部講師派遣に関する相談窓口一覧」に掲載している施設及び機関（以下「機関」）から、講師、テーマなど希望内容を選択し、FAX 又はメールにより様式1「がん教育に係る外部講師派遣依頼申込書」を該当機関担当窓口まで送付する。

4 実施方法

（1）講師

各機関に所属する者

（2）内容

「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」（文部科学省）に留意し、各機関のテーマに基づき申込者及び外部講師の所属する機関と調整の上、実施する。

なお、必要物品は原則、申込者が調達する。

（3）費用

① 各機関の示すとおりとする。

② ①以外の費用が発生する場合は、申込者及び機関との協議により調整する。

5 実施結果の報告

がん教育を実施した申込者は実施後、様式2「がん教育実施結果アンケート」により群馬県教育委員会健康体育課へ報告する。

参考例

年 月 日

(機関名) 様

(学校名)

(校長名)

がん教育推進に係る外部講師派遣についてお願い

日頃から、学校保健及び健康福祉行政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

本県では、がん教育において、各専門機関の協力を得ることで、児童生徒ががんについて正しい知識とがん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めるため、がん教育を推進しております。

つきましては、本校におきましても、専門機関の御協力を得て、さらなるがん教育の充実を目指しており、貴台にがん教育に係る外部講師派遣について御協力いただきたく、御連絡させていただきました。

御多忙中のところ誠に恐縮ではございますが、講師の派遣について、御配慮くださいますようお願いいたします。

記

<提出書類>

- ・「がん教育に係る外部講師派遣依頼申込書」(様式1)

年 月 日

がん教育に係る外部講師派遣依頼申込書

(機関名) 様

申込者	住 所			
	(フリガナ) 学 校 名			
	(フリガナ) 担 当 者 名			
	電 話		FAX	
	E-mail			
実施希望日	第 1 希望日	年 月 日 ()	午前・午後	時 分 ~ 時 分
	第 2 希望日	年 月 日 ()	午前・午後	時 分 ~ 時 分
	第 3 希望日	年 月 日 ()	午前・午後	時 分 ~ 時 分
希望内容 ※別添一覧を 参照の上、御 記入ください	希望講師	講師職種 (① ② ③)		
	テーマ	<input type="checkbox"/> がんとは <input type="checkbox"/> 予防・検診 <input type="checkbox"/> 治療・緩和ケア <input type="checkbox"/> 理解・共生 <input type="checkbox"/> その他 { 希望内容の詳細 }		
	対象者	学年： 年生 人数： 人 (規模： <input type="checkbox"/> クラス <input type="checkbox"/> 学年 <input type="checkbox"/> 全校)		
	その他	その他、留意点などがあれば御記入ください。		

※本依頼申込書は希望機関へ送付していただき、
日程等の調整は、各機関からの連絡をお待ちください。

がん教育実施結果アンケート

学校名：

回答者名：

電話番号：

実施日： 年 月 日

送付先：群馬県教育委員会健康体育課 学校保健係 宛て (FAX：027-243-3211)

問 がん教育の実施内容等について、御回答ください。

①講師の施設及び団体・職種

- ・施設及び団体名 () 講師氏名 ()
 ・講師の職種 医師 看護師 保健師 相談員
研究員 がん経験者 その他 ()

②講演及び授業のテーマ【ガイドライン4-(3)がん教育に必要な内容を参照】(複数回答可)

- (ア)がんとは (イ)種類とその経過 (ウ)日本におけるがんの状況
 (エ)予防 (オ)早期発見・がん検診 (カ)治療法 (キ)緩和ケア
 (ク)がん患者の「生活の質」 (ケ)がん患者への理解と共生
 その他 ()

③対象学年・人数

() 年生 () 人

④講師との調整・事前準備

- うまくできた ある程度できた あまりできなかった できなかった

⑤外部講師による出前授業の内容・進め方

- よかった だいたいよかった あまりよくなかった よくなかった

⑥児童生徒の理解の促進

- 進んだ ある程度進んだ あまり進まなかった 進まなかった

⑦-(1) 別添「がん教育に係る外部講師の派遣可能な機関一覧」に掲載している情報

- 役に立った ある程度役に立った
 あまり役に立たなかった 役に立たなかった

-(2) 役に立った情報、その他必要な情報について、御記入ください。(自由記載)

--

⑧実施の感想、児童生徒の反響などがあれば、御記入ください。(自由記載)

--

御協力、ありがとうございました。

※なお、本回答は今後の参考とするため、講師派遣機関へも情報提供いたします。

がん教育の手引き作成委員会

氏名	所属・役職
浜崎 景	群馬大学大学院医学系研究科 公衆衛生学分野 教授
神田 清子	高崎健康福祉大学保健医療学部看護学科 学科長 教授
塚本 憲史	群馬大学医学部附属病院腫瘍センター長
今泉 友一	群馬県学校医会 会長
吉川 守也	群馬県医師会 理事
蟻川 篤則	群馬県学校歯科医会 副会長
小林 正実	群馬県薬剤師会 常務理事
大島 主好	群馬県がん患者団体連絡協議会 会長
清水 あゆみ	群馬県PTA連合会 会長
井上 幸己	群馬県高等学校PTA連合会 副会長
塚越 聖子	群馬県看護協会 常任理事
湊 浩一	群馬県立がんセンター 副院長
遠藤 忠昭	群馬県保健所長会（富岡及び渋川保健福祉事務所医監・保健所長）
安達 明	群馬県健康福祉部 感染症・がん疾病対策課がん対策推進主監
〈事務局〉	
新島 怜子	群馬県健康福祉部 感染症・がん疾病対策課 主任
宮田 桃子	群馬県教育委員会 中部教育事務所 学校教育係 指導主事
北原 恵美	群馬県教育委員会 西部教育事務所 学校教育係 指導主事
生田 麻衣	群馬県教育委員会 吾妻教育事務所 学校教育係 指導主事
吉田 香澄	群馬県教育委員会 利根教育事務所 学校教育係 指導主事
片所 奈津子	群馬県教育委員会 東部教育事務所 学校教育係 指導主事
橋 憲市	群馬県教育委員会 健康体育課 課長
佐藤 隆行	群馬県教育委員会 健康体育課 補佐（学校保健係長）
小林 佳代子	群馬県教育委員会 健康体育課 学校保健係 指導主事

がん教育の手引き

令和4年（2022年）3月刊行

編集・発行 群馬県教育委員会 健康体育課

監修 がん教育の手引き作成委員会

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番地1号

電話 027-226-4707